

働く人の 安全と健康の確保について

令和 8 年度 岐阜県産業安全衛生大会
令和 8 年 10 月 7 日

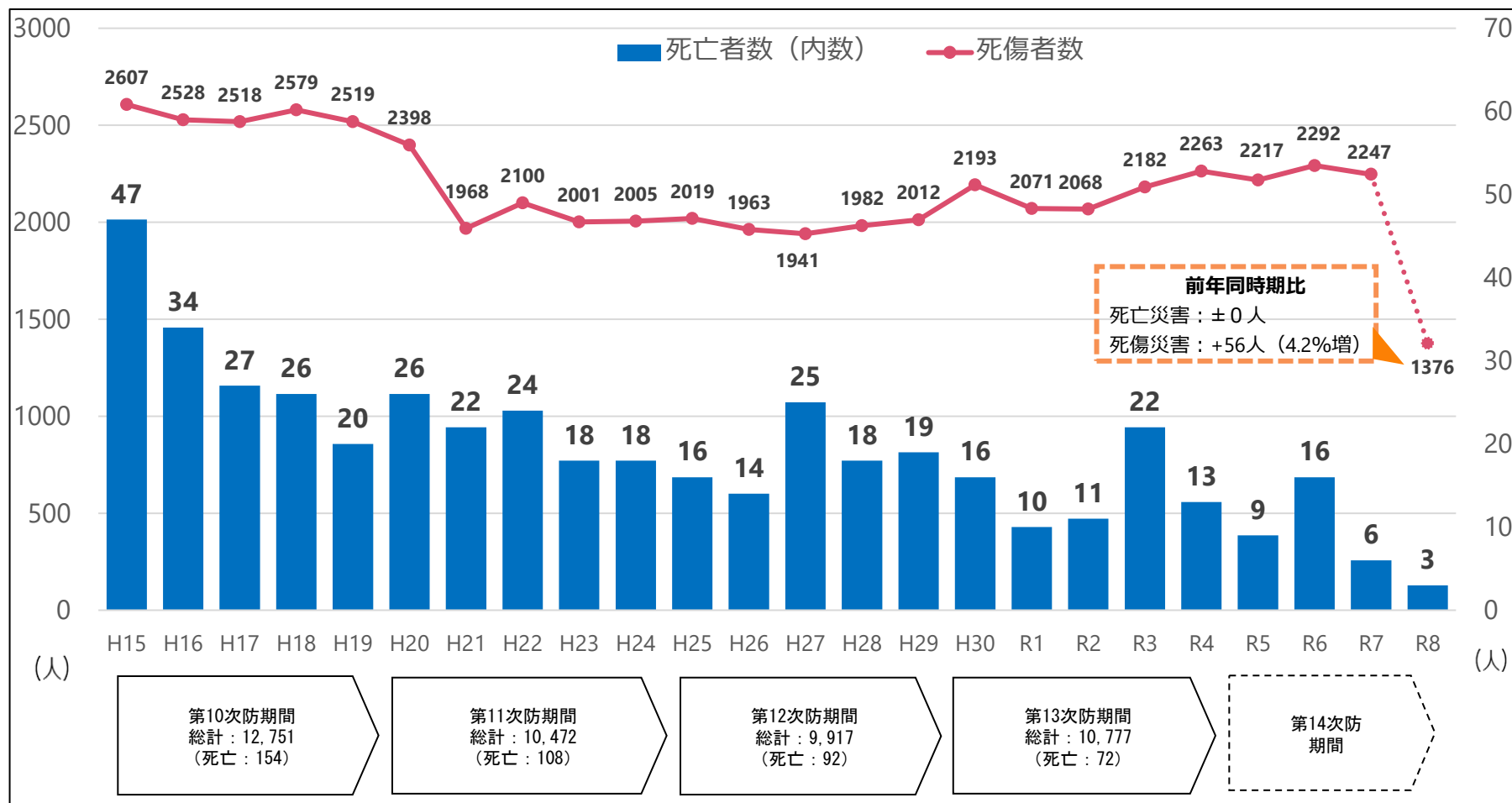
岐阜労働局労働基準部健康安全課

岐阜県内における労働災害の推移（H15～R 8）

労働者死傷病報告による（新型コロナウイルスによるものを除く）。R 8は8月末現在の速報値。

令和7年の死亡者数は6人で、統計を取り始めて以来、過去最少となりました。

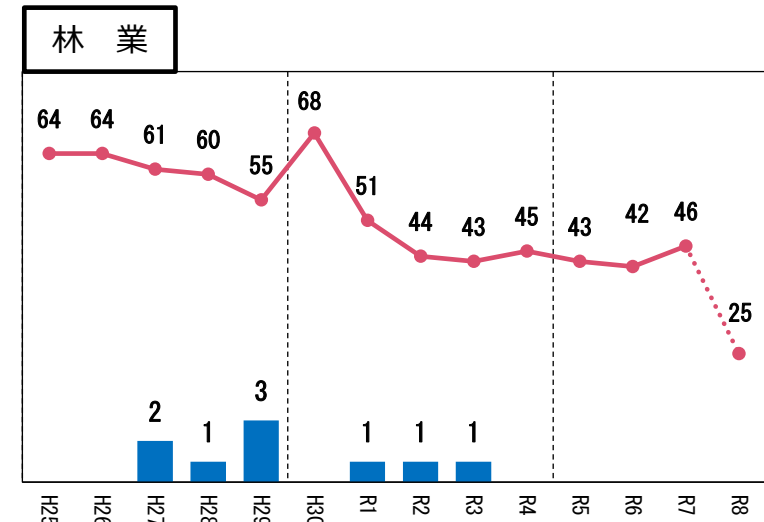
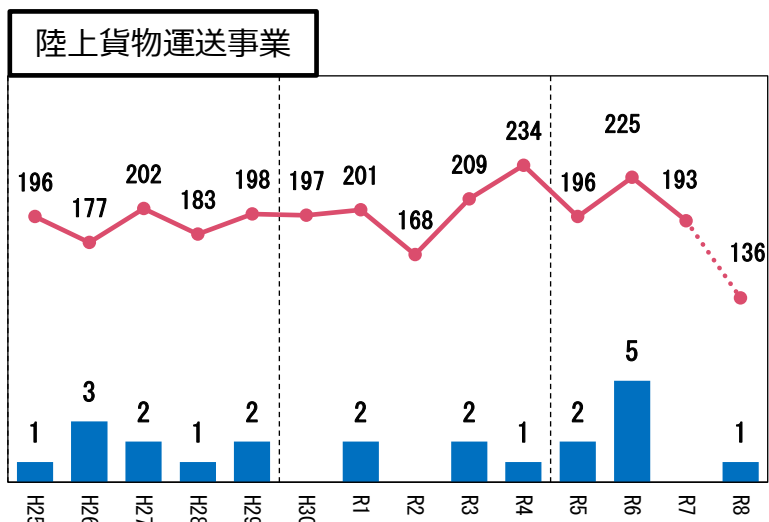
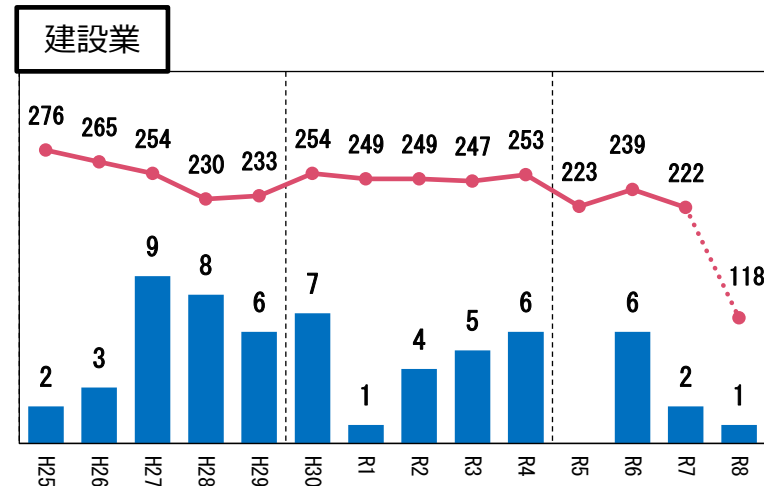
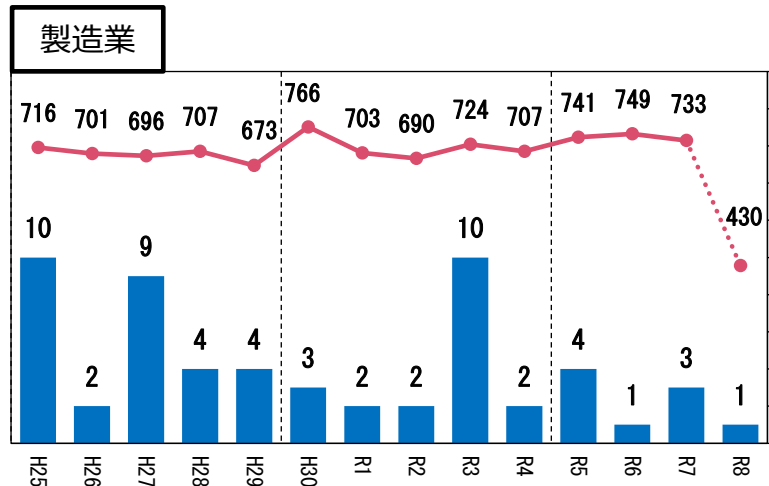
休業4日以上の死傷者数は長期的に減少していましたが、平成28年以降増加傾向となり、近年は増減を繰り返しています。



岐阜県内における主な業種別労働災害発生状況

労働者死傷病報告による（新型コロナウイルスによるものを除く）。R 8は8月末現在の速報値。

死傷災害について、長期的には建設業及び林業は減少傾向、製造業はほぼ横ばい、陸上貨物運送事業は増減を繰り返しています。

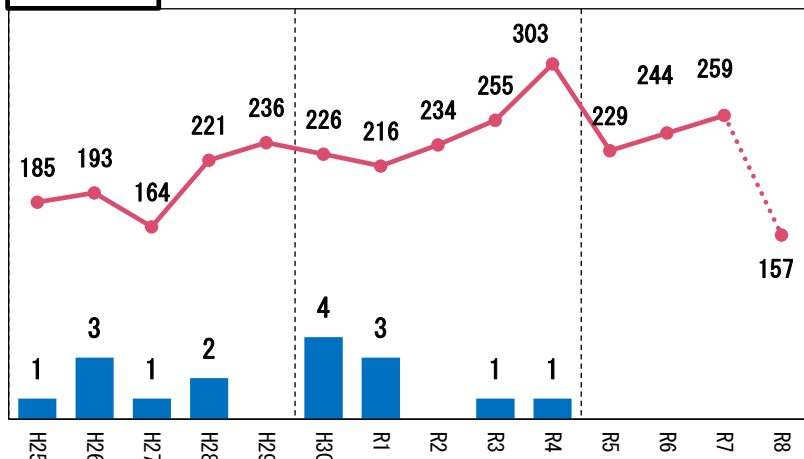


岐阜県内における主な業種別労働災害発生状況

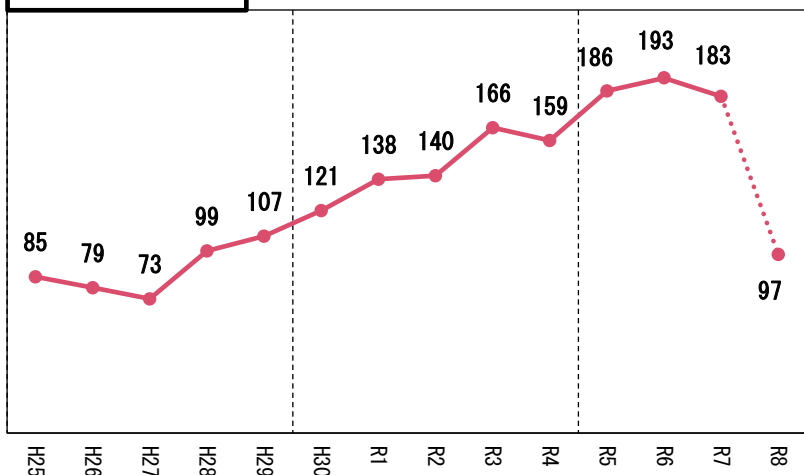
労働者死傷病報告による（新型コロナウイルスによるものを除く）。R 8は8月末現在の速報値。

死傷災害について、小売業、社会福祉施設ともに増加傾向にあり、災害全体に占める割合も増加してます。

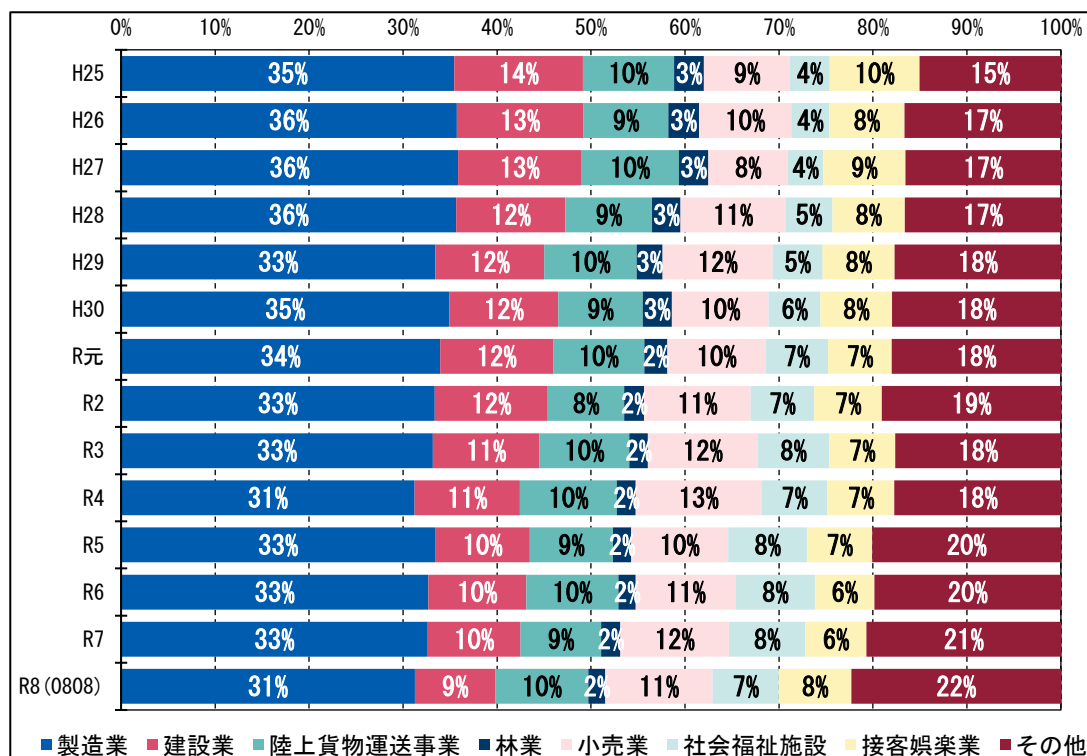
小売業



社会福祉施設



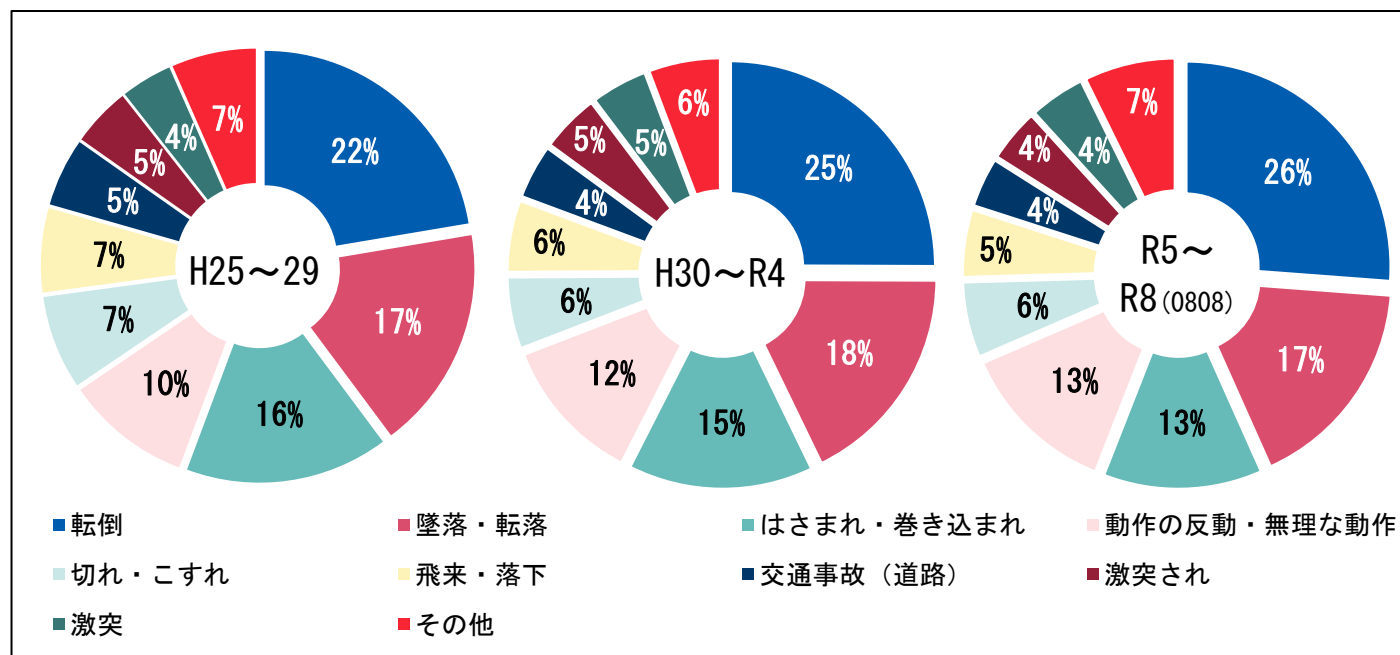
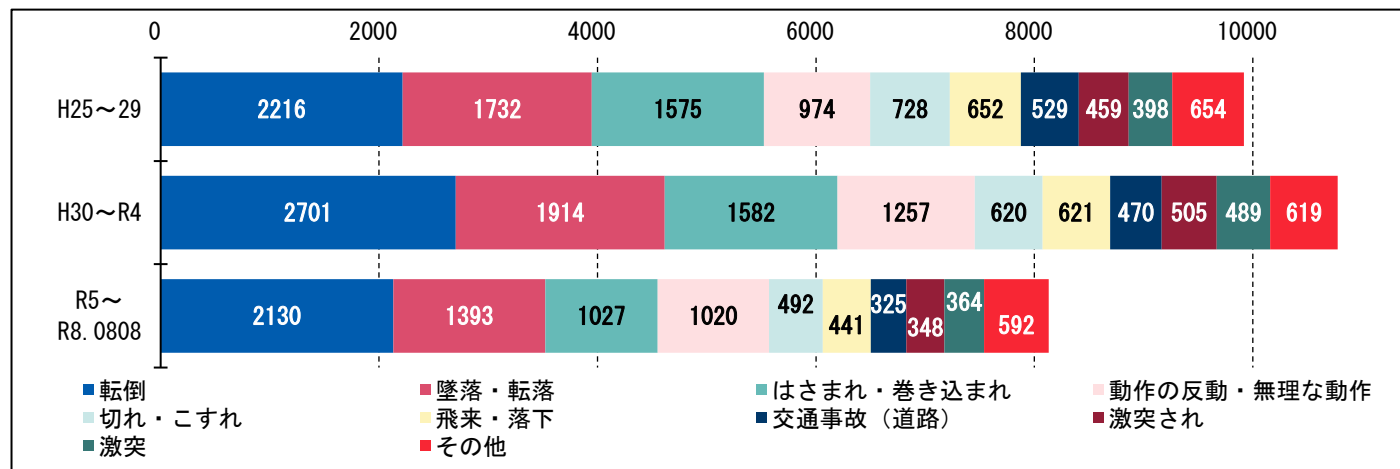
災害全体に占める主な業種の割合



岐阜県内における事故の型別労働災害発生状況

労働者死傷病報告による（新型コロナウイルスによるものを除く）。R 8は8月末現在の速報値。

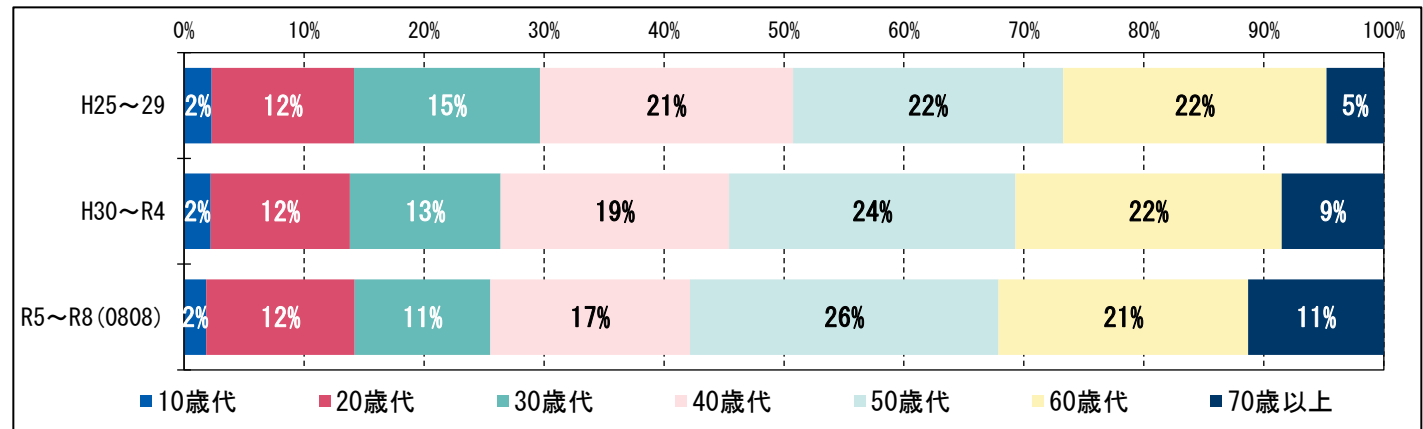
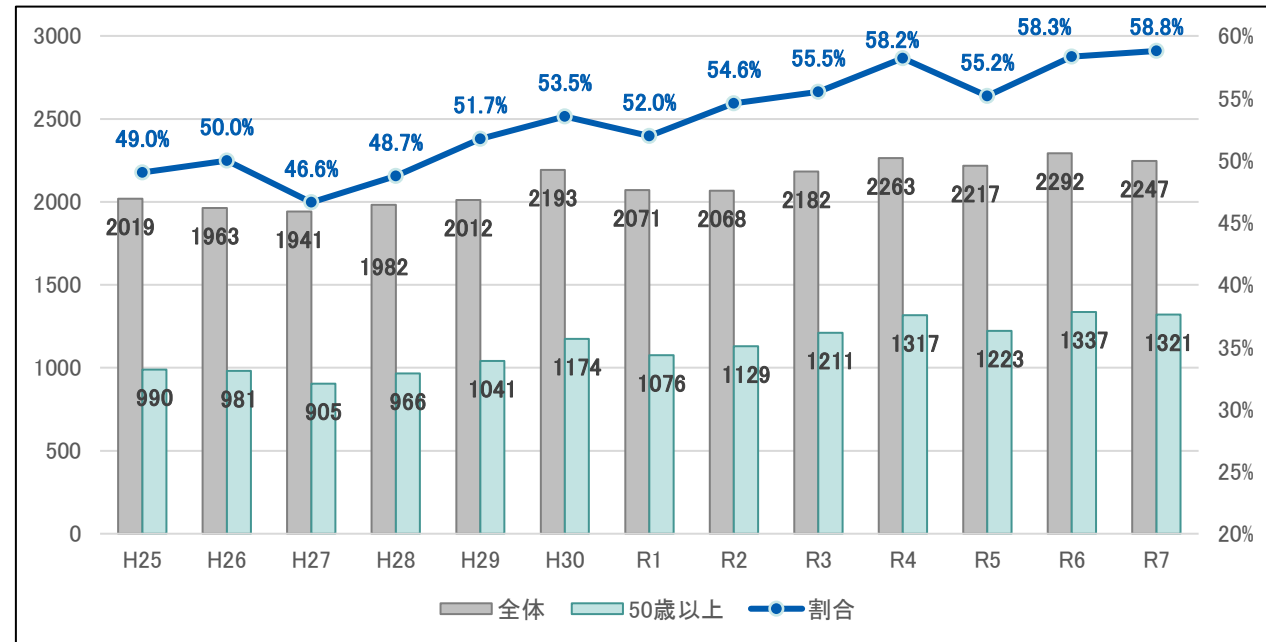
事故の型別では、転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作（腰痛等）の順で多くなっています。



岐阜県内における年齢別労働災害発生状況

労働者死傷病報告による（新型コロナウイルスによるものを除く）。R 8は8月末現在の速報値。

令和7年の死傷災害全体に占める50歳以上の割合は58.8%であり、50歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあります。



高年齢者の労働災害防止について

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。また、同法に基づき「**高年齢者の労働災害防止のための指針**」（エイジフレンドリー指針）が示されました。

高年齢労働者の
安全衛生対策
について



指針の概要（事業者が講ずべき措置）

1 安全衛生管理体制の確立等

- ① 経営トップによる方針表明及び体制整備
- ② 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

Ⅳ 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

番号	チェック項目（100の「エイジアクション」）	結果 (優先度)
1	高年齢労働者の能力としての活用	
1	高年齢労働者のこれまでの知識と経験を活かして、戦力として活用している。	
2	高年齢労働者の安全衛生の継続管理	
(1)	基本方針の表明	
2	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策の基本方針の表明を行っている。	
(2)	高年齢労働者の安全衛生対策の推進体制の整備等	
3	高年齢労働者の対策も盛り込んで、安全衛生対策を推進する計画を策定している。	
4	加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応する観点から、高年齢労働者の安全衛生対策の検討を行っている。	
5	高年齢労働者による労働災害の発生リスクがあると考えられる場合に、相談しやすい体制を整備し、必要に応じて、作業内容や作業方法の変更、作業時間の短縮等を行っている。	
3	高年齢労働者に多発する労働災害の防止のための対策	
(1)	転倒防止	
①	つまずき、踏み外し、滑りの防止措置	
6	通路の十分な幅を確保し、整理・整頓により通路、階段、出入口には物を放置せず、足元の電気配線やケーブルはまとめられている。	
7	床面の水たまり、米、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いている。	
8	階段・通路の移動が安全にできるように十分な明るさ（照度）を確保している。	

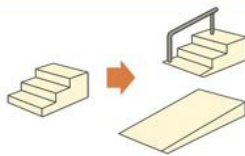
高年齢労働者の
安全と健康確保
のためのチェッ
クリスト



2 職場環境の改善

リスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討する。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 体温を下げるための機能のある服などの導入

高年齢者の労働災害防止について

指針の概要（事業者が講ずべき措置）

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

法令で定める健康診断を確実に実施し、高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施する。

転倒等リスク評価セルフチェック票

1. 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm(身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
結果	1.24	1.25	1.39	1.47	1.66
身長	1.30	1.40	1.45	1.50	1.65

② 座位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(回)	24	25	29	44	48

③ フังก์ショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(cm)	19	20	30	36	40

④ 踵立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価	1	2	3	4	5
(秒)	7	7.1	17.1	55.1	90.1
	17	55	90		

⑤ 踵立ち（動的バランス）

転倒等リスク評価 セルフチェック表



厚生労働省

全身持久力の 評価方法



労働安全衛生総合研究所

新体力テスト



スポーツ庁

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて就業上の措置を講じる。

5 安全衛生教育

- ① 高年齢者に対する教育
- ② 管理監督者等に対する教育

令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内

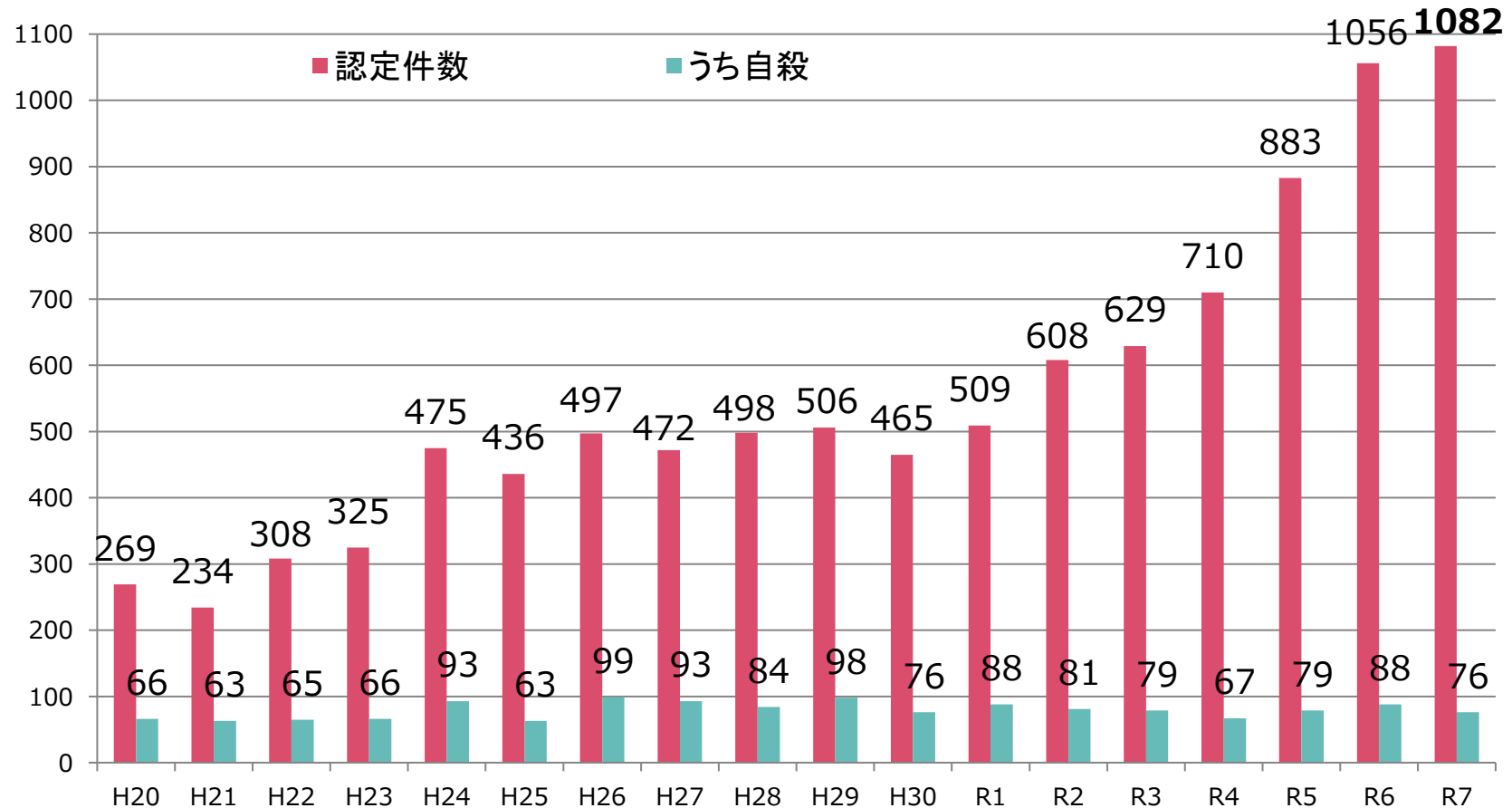
一定の要件を満たす中小企業事業者を対象に、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。補助金の申請受付期間は令和8年10月31日まで（専門家を活用したリスクアセスメントの実施申請は9月30日まで）です。

エイジフレンドリー 補助金



精神障害の労災支給決定の推移（全国）

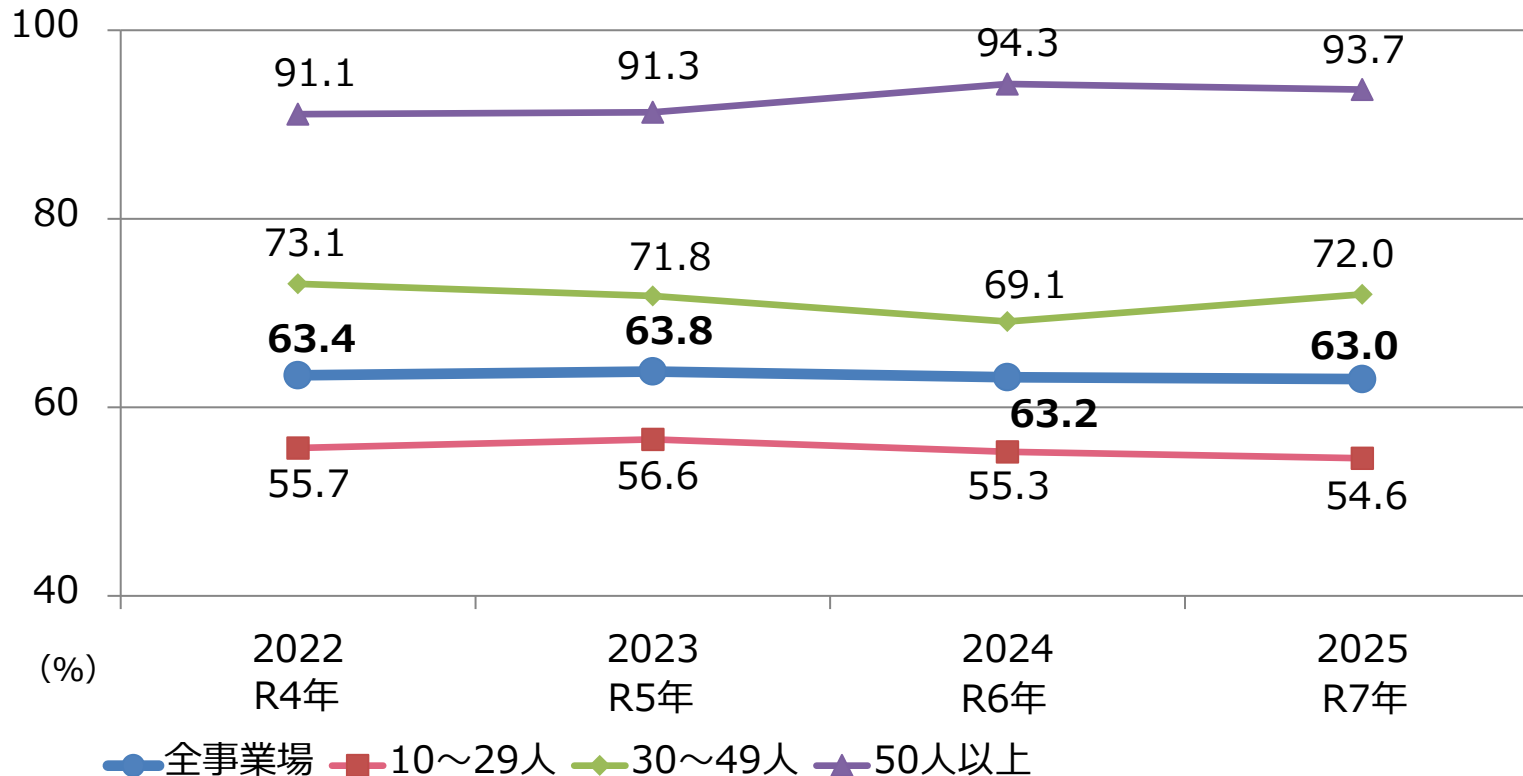
令和7年の精神障害の労災支給決定件数は1,082件であり、令和元年以降、7年連続で過去最多を更新しています。



メンタルヘルス対策の実施状況

メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えていますが、50人未満の小規模事業場においては、30～49人の事業場で72.0%、10～29人の事業場で54.6%となっています。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合／事業場規模別



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

労働安全衛生法の改正（ストレスチェック実施義務の対象事業場の拡大）

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

改正内容

現行法では、労働者数50人未満の事業場についてはストレスチェックの実施が努力義務とされているが、これを全ての事業場に義務化する（令和10年4月1日施行）。

- ※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
- ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルを作成
 - ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」の体制拡充等の支援策を講じていく。

マニュアル全文



厚労省HP

【労働安全衛生法】

附則第4条 第13条第1項の事業場以外の事業場についての第66条の10の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 ← 削除

治療と仕事の両立支援とは

病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも病気を抱えながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と仕事の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

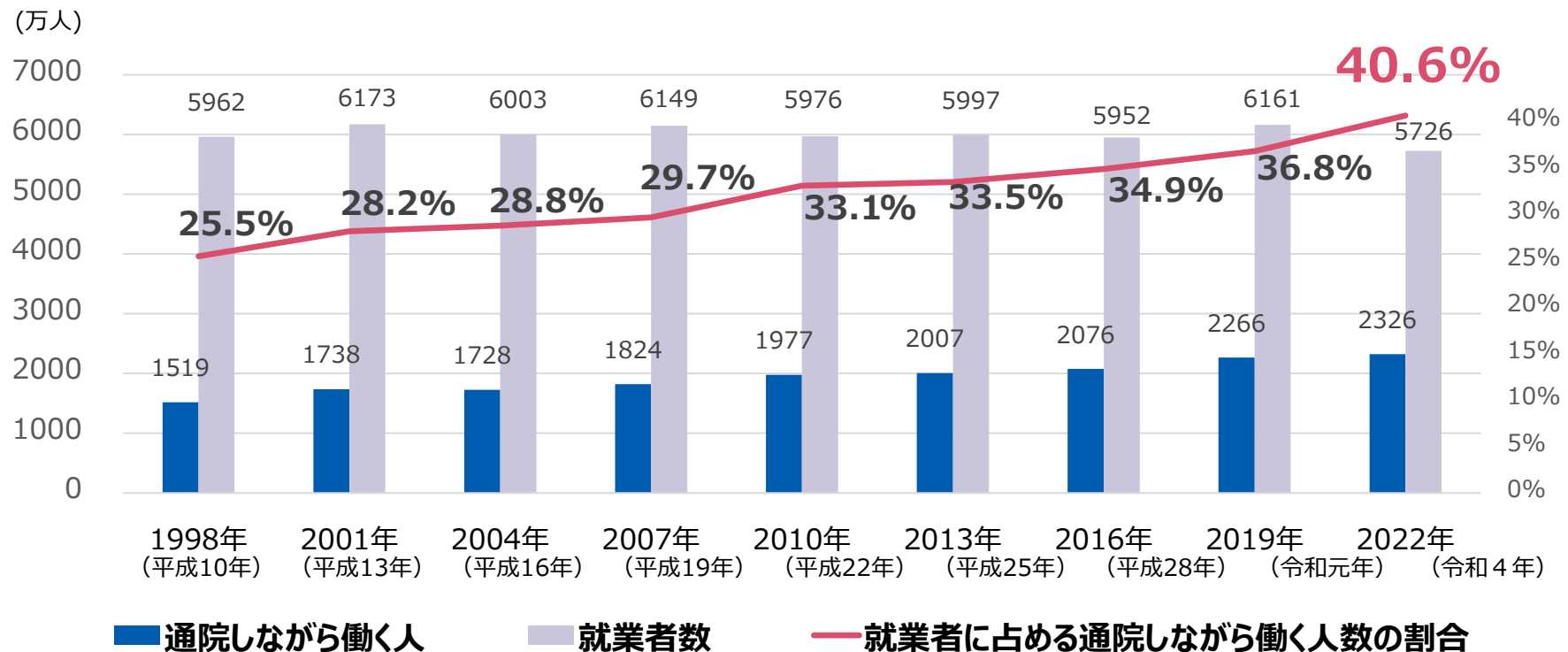


労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

疾病を抱える労働者を取り巻く状況①

何らかの疾病により通院しながら働く労働者の割合は、年々上昇しています。

通院しながら働く労働者の割合



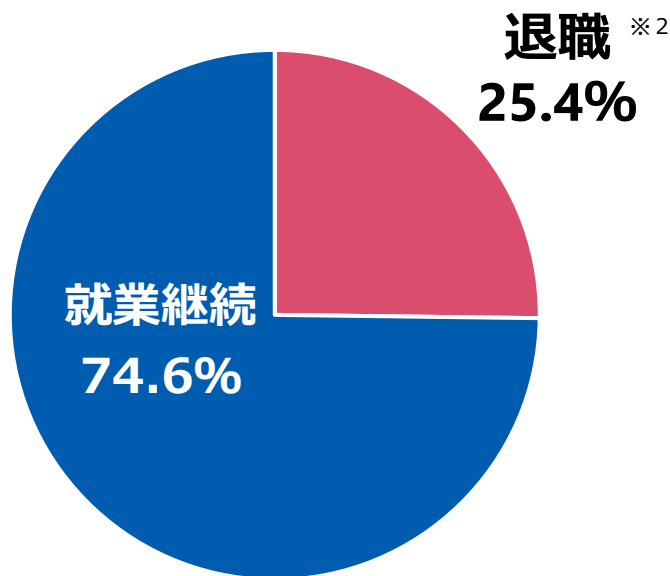
1. 入院者は含まない 2. 15歳以上の者 3. 就業者数は世帯人員のうち「仕事あり」の者
4. 2016年の数値は、熊本県を除いたもの

資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

疾病を抱える労働者を取り巻く状況②

疾病を抱える労働者の中には、疾病に対する労働者自身の不十分な理解や職場の理解・支援体制の不足により、罹患後に早期の離職を余儀なくされ、更には職場復帰や復帰後の就業継続の場面において様々な支障に直面している方も少なくない状況にあると考えられます。

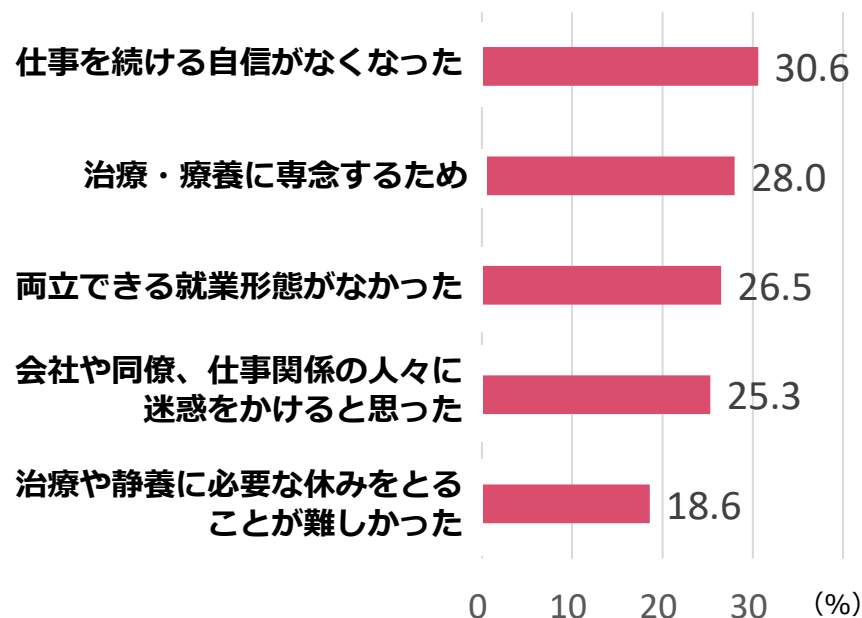
疾病罹患後の就業継続・退職の状況



※1 過去5年間にがん・心疾患・脳血管疾患・肝炎・糖尿病・難病の病気治療をした者（経過観察含む）

※2 「疾病を理由に退職した」「疾病以外の理由で退職した」の合計

疾病罹患により退職した主な理由



※ 「疾病を理由に退職した」を対象に集計。

事業主の取組の努力義務化

労働施策総合推進法等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）により第27条の3を新設
（施行期日：令和8年4月1日）

第八章 治療と就業の両立支援

第二十七条の三 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によつて疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針（以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。）を定め、これを公表するものとする。
- 3 治療と就業の両立支援指針は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

治療と就業の両立支援指針（概要）

趣旨

労働施策総合推進法第27条の3第2項に基づき、事業主による、治療を受ける労働者の治療と就業の両立を支援するための措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるもの

対象

対象労働者：雇用形態に関わらず全ての労働者

対象疾病：反復・継続した治療が必要と医師が判断した疾病（国際疾病分類に基づく。負傷を含む。）

両立支援に当たっての留意事項

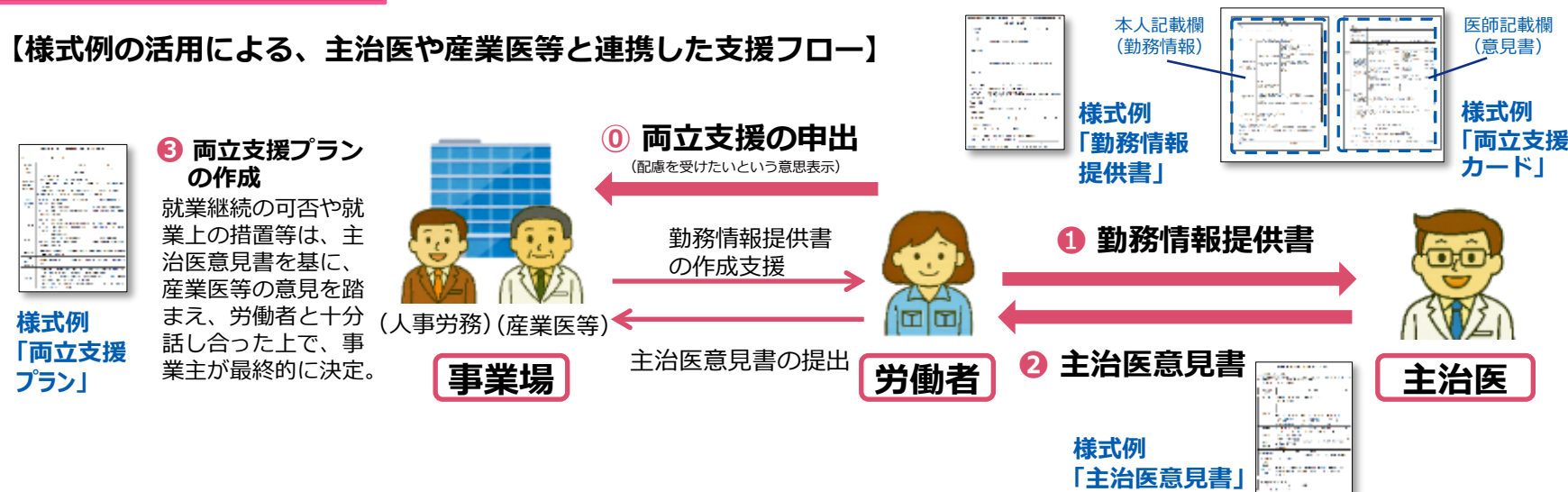
- 本人の申出
- 本人との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個別事例の特性に応じた配慮
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- 事業主による基本方針の表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化、社内の支援体制の整備
- 両立支援に関する休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

【様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー】



支援を活用しましょう

両立支援ナビをチェック



両立支援ナビ

厚労省の運営するポータルサイト「**治療と仕事の両立支援ナビ**」では、

- ・ 指針に沿った取組の実践的ガイドンス
- ・ 企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター



研修申込等

社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。

専門スタッフの支援を活用



産保センター

都道府県**産業保健総合支援センター**では、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・ 研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
- ・ 事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援

等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・ 両立支援のイベントの実施
 - ・ 事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供
- 等を行っています。

岐阜県最低賃金の改定について

令和8年10月1日から
時間額

前年比

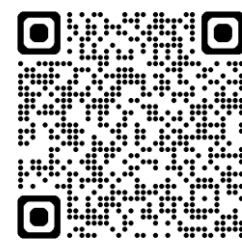
56^{UP}円

1,121円

最低賃金
特設サイト



業務改善助成
金のご案内



第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

ご清聴ありがとうございました。